

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構について

平成17年10月14日

内閣府  
(防衛施設庁)

## 1. 業務の特徴

- (1) 労務管理等事務は、日米安保条約に基づく日米地位協定で定める間接雇用の原則の下、在日米軍に対する労務提供義務を果たすためのものである。
- (2) 防衛施設庁は労働契約の締結等の雇用主として実施しなければならない事務を行い、機構はそれらを除く実施事務を行っており、この機構の事務は、雇用主である防衛施設庁の行う事務と一体となって完結するものである。
- (3) 機構職員は、国（防衛施設庁）が行う在日米軍基地で勤務する駐留軍等労働者の労務管理等事務の一部を実施するため、恒常的に在日米軍基地の駐留軍等労働者が勤務する各職場、米軍人事担当官が勤務する事務室等へ立入り、在日米軍人事担当官と駐留軍等労働者の転任、配置転換等に係る調整・交渉などを行っている。これらの業務が円滑に実施されるためには、在日米軍と機構との信頼関係が基礎となっている。

## 2. 職員の身分について

- (1) 日本国政府は、日米安保条約に基づく日米地位協定により、在日米軍の任務遂行のために必要な駐留軍等労働者を雇用し、在日米軍に提供する責任を負っている。機構は、在日米軍基地に勤務する駐留軍等労働者の労務管理等事務を所掌しており、それらを実施する上で在日米軍との調整・交渉等の業務を行っている。

(注) 日米地位協定では、「現地の労務に対する合衆国軍隊及び第十五条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される」と規定されている。

このような業務は、条約上の責務の履行と在日米軍の任務や日米関係に支障が生じないよう外交上の見地からの配慮が求められるものであり、ひいては日米安保条約を前提とする我が国の安全保障上重要な業務でもあることから、駐留軍等労働者の候補者を選定して在日米軍に提示することを始めとして、いずれも在日米軍の信頼を確保できるような政治的中立性の下に行われる必要がある。

(注) 1 従来、労務管理等事務は機関委任事務で行われていたが、平成14年4月に独法化するに当たって、防衛施設庁は、在日米軍に対して、当該業務を新設する独立行政法人に行わせることについて、職員は国家公務員であり、引き続き円滑な労務提供の実施が図られると説明した経緯がある。

2 機構は、職種ごとに駐留軍等労働者の候補者を選定して在日米軍に提示するとともに、駐留軍等労働者の転任（所属替え）、配置転換（他の職種への異動）、制裁措置、人員整理等について在日米軍と調整・交渉を行っているが、駐留軍等労働者の職種には、航空母艦の整備工、輸送船船員、航空機整備士、司令部高官秘書等米軍の軍事活

動に直結するものも含まれている。

- (2) 機構（本部及び各支部）は、駐留軍等労働者の労務管理等に関し、実施事務を行う日本側の機関として在日米軍と直接調整・交渉を実施しており、このような業務の過程において、基地の部隊の再編や増強等の米軍部隊の運用に関する機密にかかわる情報を事前に把握することができる。在日米軍は、このような情報が漏洩したり、政治的に利用されないよう強く求めており、政治的中立性の下に在日米軍との調整・交渉を担う必要がある。
- (3) このようなことから、機構の職員は、政治的中立性を担保できる国家公務員とする必要がある。

### 3. 業務の効率化について

#### (1) 今中期目標期間における取り組み

##### ア 事務のマニュアル化

従前関係都県が機関委任事務として実施していた事務処理は必ずしも統一されたものではなかったことから、支部の事務処理を統一し、業務の簡素化を図るため、事務のマニュアル化を図った。

##### イ 事務のオンライン化

OAシステムを活用するなど事務のオンライン化を促進することにより、事務の簡素化・効率化を図った。

##### ウ 各種報告書の必要性、報告方法の見直し

関係都県で実施されていた各種報告は、多種多様なものであったことから、本部・支部間の各種報告の必要性、報告方法の見直しを行い、OAシステムを活用することなどにより事務処理の簡素化・効率化を図った。

##### エ 事務用品の再利用化等

コピー用紙・ファイル等事務用品の再利用化、室温の適温管理、昼休み等の消灯、省エネ機器（パソコン等）の導入等

##### オ 一括購入及び割引制度の利用

帳票等の一括購入契約、火災保険や自動車保険の団体契約、庁舎警備の本部での一括契約、IP電話の導入等

##### カ 人件費の抑制

中期計画に定める「期初の常勤職員数408人、期末の常勤職員数を期初の97%とする」を実施するため、平成15年度は404人、平成16年度は400人、平成17年度は396人とした。また、定時退所日を周知徹底し、超過勤務の縮減に努めるとともに、一般職の国家公務員の給与の減額改定等に併せ、役職員の給与についても同内容の改定を実施した。

これらの措置による機構運営関係費（人件費及び物件費（公租公課等の固定的経費を除く。））の抑制状況は以下のとおり。

単位：百万円(%)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
決 算 額	3,517	3,317(△5.7)	3,188(△3.9)
うち人件費	2,843	2,818(△0.9)	2,728(△3.2)

(2) 次期中期目標期間における取り組み

今中期目標期間における取り組みをより一層推進するとともに、次の4及び5の検討を踏まえ、更なる効率的な業務運営を図る。

4 組織の統合・再編について

平成17年10月4日に閣議決定された国家公務員の定員合理化計画を踏まえ、更なる効率的な業務運営を目指し、本部組織のスリム化による人員の削減について検討する。

支部組織についても、米軍再編の状況を踏まえつつ、組織のスリム化による人員の削減について検討する。その際、管轄する米軍施設の配置状況等を踏まえ、職員一人当たりが管理する駐留軍等労働者数が各支部平準化するよう、支部の統合を含め検討する。

5 業務の民間委託について

(1) 労務管理等事務は、在日米軍に対する労務提供義務を果たすためのものであり、その性格上、国が責任をもって継続して実施すべき事務である。

(2) 機構は、駐留軍等労働者に対する健康診断、離職前職業訓練、退職準備研修、心の健康相談、従業員管理システムの運用管理、各種相談及び疾病予防等事業を民間の専門機関に委託しており、在日米軍との関係（米軍施設への立入り、米軍関係者との調整を必要とするもの）で自ら実施しなければならないもの（給与計算業務等）以外は民間委託しているところであるが、次期中期目標期間においては、更に、法人自身の内部管理業務等の民間委託の実施に向けて検討していく必要があると認識している。

## 6. 組織図

平成17年10月1日現在

理事長—理事（2名）、監事（2名）

【役員5名、職員394名】

